



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.235 2025 年 09 月 11 日

インドネシアの特許実施の年次報告書の提出について

記

インドネシアでは、2024 年 10 月 28 日付施行の改正特許法において特許実施の年次報告書の提出が義務付けられました。この義務(改正特許法第 20A 条)は、特許の付与時期を問わず全ての有効な特許に適用されます。

それに伴い、インドネシア知的財産総局(DGIP)は、オンライン出願システムに年次報告書の提出に対応する暫定的な機能を導入しました。但し、改正特許法の施行規則は未だ公表されていません。

年次報告書の提出手続きは、今後公布される施行規則により変更される可能性があります。例えば、提出期限として毎年年末か、年金納付期限と同期限となるかは未だ不明ですが、次年までに提出できる猶予期間は設けられる見込みです。

現時点では、提出手続きは無料で、必要な書類として、権利者(社長又は会社の権限を与えられた者など)による宣言及び署名の年次報告書「インドネシアにおける特許実施に関する宣言供述書(AFFIDAVIT OF PATENT IMPLEMENTATION IN INDONESIA)」の写しのみですが、今後公布される施行細則により追加すべき情報や要件が導入される可能性もあります。

年次報告書に記載の宣言事項(該当する項目の選択)は、次のとおりです。

- 1.特許製品を製造しているが、まだ商業化されていないこと
- 2.特許製品を製造しており、既に商業化されていること
- 3.特許プロセスを使用しているが、まだ商業化されていないこと
- 4.特許プロセスを使用しているが、既に商業化されていること
- 5.輸入
- 6.ライセンス供与
- 7.上記の登録特許はインドネシアにおいて実施されていないこと

なお、第 20 条(インドネシア共和国国内での実施義務)又は第 20A 条(特許実施の年次報告書を毎年年末までに提出すること)に違反した場合は、強制実施の対象となることや第三者(検察官又は国益を代表する者)により商務裁判所に特許の一部又は全部の取消を提起されるリスクがあります。

以上

(出典: Tilleke & Gibbins, Am Badar & Am Badar)